

新火協だよ里

第40号 令和8年4月1日

一般社団法人新潟県火薬類保安協会
新潟市中央区新光町7-5 建設会館1F
Tel.025-285-7118 Fax.025-285-7119

火薬類取扱・製造保安責任者試験について

- 1 試験の種類 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者
丙種火薬類製造保安責任者
- 2 試験日時 令和8年10月25日(日曜日)
午後1時～午後3時(丙種のみ午後3時30分まで)
- 3 試験会場 新潟県建設会館5階
(新潟市中央区新光町7-5 TEL.025-285-7118)
- 4 受験料 18,000円
- 5 受験の手続き
 - ① 受付期間・令和8年7月17日(金)～7月27日(月)
郵送による場合は 7月27日(月)の消印 のあるものまで有効です。
(締切り間際は、郵便局窓口で必ず消印の確認後に投函してください。)
 - ② 受験願書の配布・請求先
6月中旬頃から、当協会・各4地区協会及び新潟県建設業協会糸魚川支部・三条支部・新発田支部・津川支部・佐渡支部・新潟県銃砲火薬商組合(柏崎市)・株式会社長岡銃砲火薬店(長岡市)の県内12カ所で無料配布します。
なお、郵送を希望される場合は、送料の切手180円分を同封の上、当協会あてに請求して下さい。(部数の多い場合は、お問い合わせください。)
 - ③ 受験票
受験願書提出後、9月下旬～10月上旬に郵送予定です。
受験票ハガキに記入された住所等に変更がある場合は、早めにご連絡ください。
 - ④ お問合せ・願書提出先(新潟県で受験を希望する場合)
〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館1階
一般社団法人新潟県火薬類保安協会 TEL.025-285-7118

試験養成講習会について

試験養成講習会は、受験者のための試験対策として「火薬類取締に関する法令」及び「一般火薬学」について、過去5年間の試験問題を基にした資料を用いて実施しています。

開催日時 令和8年9月9日(水)～10日(木)の2日間
(受付) 8:30～ (講習時間) 9:00～16:30

講習会場 新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館 5階

受講料 会員 13,000円 非会員 16,000円

受付期間 7月6日(月)～8月7日(金)
受付後、受講番号を記入し、8月1日以降にFAXで返送いたします。

テキスト販売について

テキストは7月中旬より販売する予定です。
送付を希望される場合は、入金確認後、送料着払いの宅急便で発送します。

①火薬類取締法令集	4,500円	③火薬学	3,800円
②火薬類取締法令の要点	1,340円	④問題の解答と解説	3,010円

申込方法

養成講習会・テキストの申込書は、試験願書に同封して配布しています。
申込書の該当する箇所に必要事項を記入し、受講料・テキスト代をお支払いのうえ(銀行振込等)、FAXまたは郵送でお申し込みください。
協会窓口でもお申込み・お支払いの取扱いをしますが、事前にご連絡をお願いします。

連絡・申込先 一般社団法人新潟県火薬類保安協会
〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館1階
TEL. 025-285-7118 FAX. 025-285-7119

振込先 一般社団法人新潟県火薬類保安協会(シャ ニイガケンカヤクイホアンキョウカイ)
第四北越銀行 - 県庁支店 - 普通口座 No.1201964

ご注意 お支払い後の受講料は、払い戻し致しませんのでご了承ください。

定時総会の開催について

令和8年6月5日(金)

会 場 新潟県建設会館 新潟市中央区新光町7-5

議 題 令和7年度収支決算の承認について等

表彰式 優良従事者の表彰

※総会の開催については全会員に通知しておりますが、会員の1/2以上の定足数が必要となりますので、同封の出欠回答ハガキは、出欠の有無にかかわらず必要事項をご記入のうえ、お手数でもご返送ください。

「発破技士」免許試験について

令和8年6月5日(金)

会 場 千葉県市原市

申込先 関東安全衛生技術センター TEL.0436-75-1141

6～8月の保安教育講習会について

●保安責任者教育講習会

(有効期限が令和8年12月末までの保安手帳(黒色手帳)を所持している方)

月 日	時 間	講 習 会 場	
6月29日(月)	12:50~17:00	新潟県建設会館	新潟市中央区新光町

●再教育講習会

(保安手帳を所持していたが、有効期限内に受講せずに失効した方・試験合格から6ヶ月経過した方)

月 日	時 間	講 習 会 場	
8月19日(水)	9:00~16:10	新潟県建設会館	新潟市中央区新光町

●受付期間

講習日の1ヶ月前から2週間前までの間です。

各種申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX・郵送等でお申し込みください。

講習会申込書は、新潟県火薬類保安協会のホームページに掲載しています。

※ 新潟県からのお知らせ ※

別紙

令和 8 年 3 月
新潟県防災局消防課長
加茂市総務課長
田上町総務課長

火薬類取締法に係る事務の権限移譲について

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から火薬類取締法に係る事務のうち煙火の消費に係る事務が田上町へ移譲されます。また同日付けで加茂市及び田上町に係る同事務が加茂地域消防本部に委任されます。これにより、煙火の消費に係る申請・相談等の窓口は加茂地域消防本部となります。

○申請・相談等の窓口

事務区分		現在	令和 8 年 4 月 1 日～
火薬類取締法	煙火の消費に係る事務 (田上町での消費に係るもの)	三条地域振興局 地域整備部 用地・行政課	加茂地域消防本部 予防課 〒959-1327 加茂市千刈二丁目 8 番 1 号 電話：0256-52-1770
	煙火の消費に係る事務 (加茂市での消費に係るもの)	加茂市総務課	

《留意事項》

加茂地域消防本部への申請手数料は、現金で納付していただきます。

本件に関する問合せ先

新潟県防災局消防課予防係
電話：025-282-1665